

# 事業継続計画

社会福祉法人 太陽会

企業主導型保育所 OURSbaby

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本 BCP の主管部門（主任担当者等）	2
II	事前対策	2
1	感染症・自然災害共通事項	2
(1)	地域と連携の推進	2
(2)	防災組織の体制構築	3
(3)	職員の安否確認	4
(4)	人員確保	4
(5)	保護者との連携	4
(6)	関係各所との連携・情報収集	5
(7)	入退館管理	6
2	感染症に係る事前の対策	
(1)	優先的に実施する業務	6
(2)	備品の確保	6
(3)	感染者発生等のためのゾーニングの検討	7
(4)	職員の体調管理	7
(5)	施設利用者の体調管理、入退館管理	7
3	自然災害の事前対策	7
(1)	非常時に優先的に実施する業務	7
(2)	施設のリスク	8
①	立地条件	8
②	避難場所、避難経路	8
③	避難誘導	8
④	ライフラインの対応策	8
⑤	備蓄品	8
⑥	非常用の持ち出し品・重要書類	8
III	BCP 発動時の対策	9
1	感染症に BCP 発動時の対策	9
(1)	感染症発生時の事前対策	9
(2)	感染が疑われる症状がある者の発生時	9
(3)	感染の可能性が高い者の発生時	9

- (4) 感染者発生時の対応 . . . . . 10
- (5) 通常業務の再開 . . . . . 11
- (6) 不足する職員の支援対策の実施 . . . . . 11
- (7) 人的応援と受け入れ . . . . . 11
- 2 自然災害発生時の対応 . . . . . 12
  - (1) 地震 . . . . . 12
    - ① 発生時の時間経過別の対応 . . . . . 12
    - ② 災害時の地域ニーズへの対応 . . . . . 14
  - (2) 風水害 . . . . . 14
    - ① 事前の対策 . . . . . 14
    - ② 発災時の時間経過別の対応 . . . . . 14
    - ③ 災害時の地域ニーズへの対応 . . . . . 14
- IV BCP の検証 . . . . . 15
  - 1 BCP の検証 . . . . . 15
  - 2 教育・訓練の実施 . . . . . 15

# I 総則

## 1 想定するリスク

### 1. 感染症全般

子どもまたは子どもの同居の家族、職員若しくはその関係者、若しくは職員らの同居の家族に、感染

症法所定の5類相当以上の感染症感染疑い者が増えた又は濃厚接触者が発生したとき

### 2. 自然災害（地震）

### 3. 自然災害（風水害）

市内震度が5以上を記録したとき

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

津波予報区の「千葉県外房」に「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき

市域の全域又は一部が台風の暴風域に入ることが確実に予測されるとき

市域内に大規模な停電が発生したとき

市域内に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで所長（又は法人責任者）が必要とみとめたとき

## 2 策定の目的

児童福祉施設等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められる。業務が継続できないとなると、子どもの生命・安全が脅かされる可能性があるため、「業務の継続」が非常に重要です。そのために、まずは施設の職員等、子どもや保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える。

## 3 本計画の位置づけ

この計画は、非常時、災害時の対応について計画するものであり、防災計画に基づく初動対応の完了を前提として、業務を継続するために必要な業務を明確にします。その必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成する。

## 4 本計画の目標

BCPの目標は以下の4点です。

- ①子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ②子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③施設機能の維持
- ④早期復旧・再開

## 5 本 BCP の主観部門（主任担当者等）

本 BCP の策定、実施、検証、見直しを所長が中心となっており、必要に応じて法人理事長の承諾を得ること。

## II 事前対策

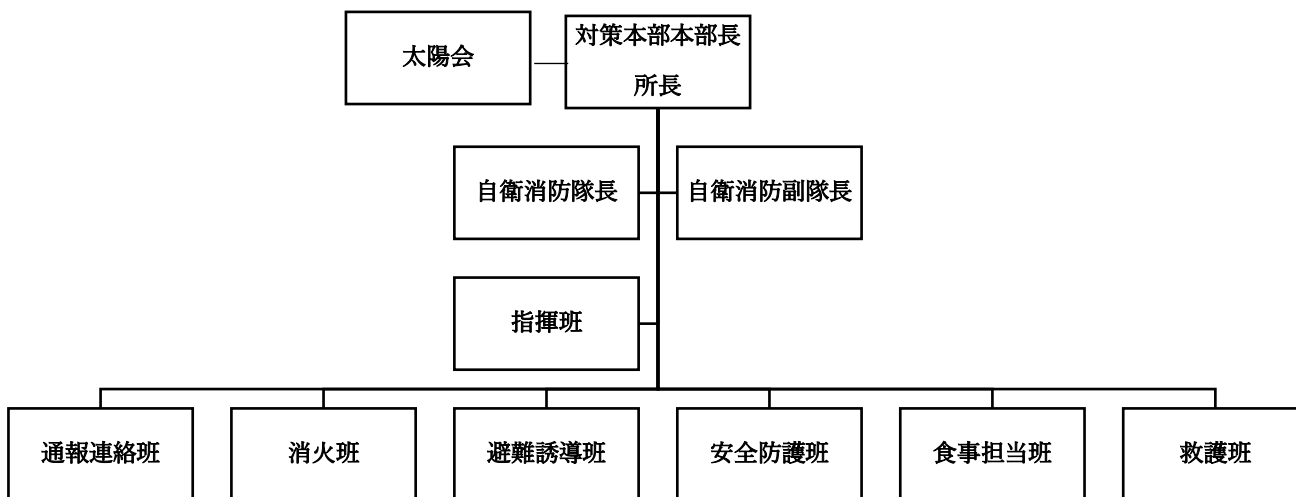
この II でいう「事前対策」とは、感染症の拡大時や災害の発生に先立ち、平時から実施しておくべき対策を指す。

### 1 感染症・自然災害共通事項

#### (1) 地域との連携の推進

児童福祉施設等は、大人によるケアが必要な子どもが利用する施設であり、災害時に備え、町内会や自治会、防災市民組織などとの協力体制づくりを行うことが重要である。また、地域の子育て世帯にとっても、子どもの安全を守る拠点として、災害時に支援を求めることのできる存在であるため、町内会や自治会との連携を強化しておく必要がある。

#### (2) 防災組織の体制構築



※別紙「自衛消防隊の編成と任務」参照

組織	役割	担当者/部署	代行 (担当者不在時)
対策本部 本部長	全体を総括する 事業全判に関する指揮	所長	事務長 副主任
自衛消防 隊長	関係機関への協力要請 対策本部本部長が不在の場合は、その任務を代行する	事務長	副主任
自衛消防 副隊長	隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する	副主任	各職員
指揮班	隊長、副隊長の補佐 自衛消防本部の設置 各班への命令の伝達並びに情報収集	副主任	各職員
通報連絡班	消防機関への通報並びに通報の確認 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 関係者への連絡	事務 各職員	各職員
消火班	初期消火の実施 消防隊との連携及び補佐	各職員	各職員
避難誘導班	利用する子どもや職員等の避難誘導 ロープ等による警戒区域の設定	各職員	各職員
安全防護班	排煙窓等の開口 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 非常口の開放並びに開放の確認 逃げ遅れの確認及び本部への報告	各職員	各職員
食事担当班	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	栄養士 調理師	調理師
救護班	利用する子どもの健康状態把握・投薬・感染予防 負傷者の対応	看護師	副主任

### (3) 職員の安否確認

#### (ア) 職員の安否確認方法

緊急時には、法人が提供するメールシステムおよび CCS (child care system) を用いて、職員の安否確認を行う。副主任または所長が職員へ一斉連絡を発信し、安否・出勤可否・移動手段の有無を確認する。安否確認の結果に基づき、出勤可能な職員数を把握し、子どもの登園人数とのバランスを勘案して必要職員数を確保する。また、確認結果は所長に報告する。

#### (イ) 職員の体調管理

非常時は、通常よりも少ない人員で多くの業務を行うこと、情報が錯綜するなどの混乱の中で様々な対応を迫られること、長時間勤務や帰宅できない状況が続く中で対応する状況が想定される。職員の体調の把握と心身負担に対するケアの方策の検討をすることが重要となる。具体的には、過度な負担を避けるための勤務ローテーションの実施、職員が休息できる休憩スペースの確保などが挙げられる。

また、職員の相談窓口を設置することや、正確で統一された情報を速やかに提供する体制を整えることも必要である。

### (4) 人員確保

#### 職員の参集ルール

施設へのアクセス状況の悪化を想定し、職員の居住地から徒歩等で出勤可能な職員数や、出勤に要する時間をあらかじめ把握することで、非常時における体制を円滑に構築する。

#### (ア) 原則として、全職員対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

#### (イ) 動員の事前命令及び自動参集

①動員対象者は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

②勤務時間外において、市内で震度 5 以上の地震が発生した場合は、動員命令を待つことなく、各自の判断により、バイクや自転車等で、できる限り早期に動員先へ参集するものとする。

#### (ウ) 連絡調整係

対策本部は、職員の中から、OURS baby へ早く到着できる順に 3 名を「連絡調整係」として指名する。連絡調整係は、非常災害時において、所長が参集するまでの間、対策本部や保護者との連絡調整、現地での必要な対応を行う。

連絡調整係の使命は、毎年度はじめに決定する。

### (5) 保護者との連携

非常時には施設内の子どもが無事かどうかを確認し、保護者へ連絡及びお迎え等を行う場合は、CCS (child care system) を使い、安否確認及びお迎え等をお願いする。非常時のお迎え時には

子ども名簿を使いお迎え済みかの確認を行う。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
警察 消防	鴨川警察署		04-7092-0110	
	東条駐在所		04-7092-2350	
	鴨川消防署		04-7093-2131	
行政	鴨川市役所		04-7092-1111	
	鴨川市役所 子ども支援課		04-7093-7113	
	鴨川市役所 教育委員会		04-7094-0512	
	鴨川水道局		04-7093-1000	
	鴨川地域保健センター		04-7092-4511	
	児童育成協会		0570-550-819	
	千葉県子育て支援課		043-223-2596	
医療	亀田総合病院		04-7092-2211	
学校	東条小学校		04-7092-0624	
	鴨川中学校		04-7092-1228	
太陽 会	太陽会 人事部		04-7096-3710	
	総務部		04-7096-6100	
	認定こども園 OURS		04-7099-0800	
	企業主導型保育所 OURSbaby		04-7096-5800	
	認定こども園 OURS 館山		0470-22-0700	
その 他				

## 情報収集先一覧

	連絡先	URL
	気象庁 防災情報	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html">https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html</a>
	内閣府 防災情報のページ	<a href="https://www.bousai.go.jp/">https://www.bousai.go.jp/</a>
	千葉県防災ポータルサイト	<a href="https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/">https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/</a>
	鴨川市 防災情報	<a href="https://www.city.kamogawa.lg.jp/site/bousai/">https://www.city.kamogawa.lg.jp/site/bousai/</a>

### (7) 入退館管理

非常時において、施設内にいる子どもや保護者の状況を把握していない場合、適切な対応を行うことができない。安全確保および感染拡大防止の観点から、登所している者を確実に把握しておくことが重要である。原則として、8時50分までに登所するものとする。やむを得ず登所が遅れる場合は、必ず事前に連絡を行うこととする。連絡なく登所していない場合は、9時を過ぎた時点で、緊急連絡先へ施設から連絡を行い、状況確認を行う。

## 2 感染症に係る事前の対策

### (1) 優先的に実施する業務

子どもおよび職員の安全確保を最優先とする。感染症対策として優先的に実施する業務の判断基準は、「感染症の予防および生命維持に必要な業務（排泄・食事・医療的配慮等）」とする。地域や施設内における感染症の流行状況により、対応可能な職員数や感染拡大防止に係る業務量は変動する。職員が感染の可能性が高い者または感染者となった場合、あるいは施設内で感染者等が発生し、通常業務の実施が困難となった場合には、優先業務に絞って業務を実施し、施設の開所を継続するよう努める。

### (2) 備品の確保

消毒液、防護服、手袋、マスク等を計画的に備蓄する。日常的に数日分の在庫を確保し、使用しながら補充する運用とすることで、備蓄を有効に維持する。感染が疑われる症状のある者が発生した場合には、使用量が急激に増加することが想定される。また、状況によっては備蓄品の調達に時間を要する場合もあることから、地域の感染状況を踏まえ、適切なタイミングで調達できるよう、備蓄量の検討および定期的な見直しを行う。

※法人衛生委員会で在庫管理

アルコールスプレー	20	アルコール手指消毒	20	ピューラックス 1800ml	2
泡ハンドソープ	30	マスク	50	手袋	100
ガウン	100	フェイスシールド	50	IC グラス	50
キャップ	100	シューズカバー	50		

### (3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる者や体調不良者が発生した場合に備え、保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保する。可能な限り他の利用者との接触を避けるため、施設内でゾーニングを実施する。対応職員は、看護師および当該クラスの担任とする。

静養スペースとしては、保健室や空き教室を使用する。複数の対象者が発生した場合には、教室一室を静養専用の部屋として使用する。

### (4) 職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患した場合や、同居する家族等が感染症に罹患した場合には、職員を介した施設内での感染拡大が懸念される。そのため、職員の体調把握を重要事項として位置づける。感染症の流行期には、体調チェックシート等（別紙5）を活用し、職員本人の体調に加え、同居家族や身近な知人に感染が疑われる症状がないかを確認する。

### (5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

施設内で感染症が発生した場合に備え、感染の可能性が高い者を事後的にも把握できるよう、利用する子どもの体調管理および、来館者や出入り業者等の入退館管理を適切に行う。登所時には、子どもの体温測定を実施し、発熱や体調不良の有無を確認する。職員については、日常的に体調観察を行い、体調不良が認められる場合は、出勤を控える等の対応を行う。

また、利用する子どもや来館者において、感染が疑われる症状がある場合には、登所または来園を控えるよう周知し、感染拡大防止に努める。これらの対応を円滑に実施するため、体調チェックシート等（別紙5）を平時から準備し、必要に応じて活用する。

## 3 自然災害の事前対策

### (1) 非常時に優先的に実施する業務

災害発生時においては、子どもおよび職員の安全確保を最優先とし、次に生命維持に必要な業務（排泄、食事、医療的配慮等）を優先して実施する。あわせて、気温や環境の変化に対応するため、防寒および避暑対策等の環境的配慮を行う。

災害時には、交通機関の停止や一斉帰宅抑制等により、保護者による迎えが困難となる場合が想定される。そのため、子どもおよび対応する職員が一定期間、施設内に留まることを前提とし、宿泊対応や一時的な避難所としての機能を確保する業務も、優先的に実施する業務に含める。

非常時に優先的に実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 子どもおよび職員の安全確保
- ② 生命の維持（排泄、食事、医療的配慮等）
- ③ 環境的配慮（防寒・避暑対策）
- ④ 情報収集、共有および連絡調整

これらを基本とし、通常業務の実施が困難な場合には、優先業務に絞って業務を実施し、園の開所継続に努める。

## (2) 施設のリスク

### ①立地条件

OURS baby 立地の地理的特徴による危険性の把握

OURS baby (千葉県鴨川市東町 601 番 1)

鴨川市が作成した「鴨川市防災マップ」<https://www.city.kamogawa.lg.jp/hazardmap>

(令和 4 年 3 月作成版)において、災害のハザードは高い。

### ②避難場所、避難経路

別紙参照

### ③避難誘導

災害発生時には、所長または代理者の指示のもと、子どもの安全確保を最優先に避難誘導を行う。避難は原則としてクラス単位で実施し、担任が先導、補助職員が最後尾を確認する。避難後は、速やかに人数確認を行い、負傷者の有無を確認する。

### ④ライフラインの対応策

停電、断水、ガス供給の停止が発生することを想定し、以下の対応策を講じる。

停電時の対応

停電が発生した場合は、懐中電灯およびランタンを使用し、必要な照明を確保する。

断水時の対応

断水が発生した場合は、備蓄飲料水を活用するとともに、状況に応じて自治体の給水拠点を利用する。また、施設内に貯水槽がある場合は、これを活用する。

ガス停止時の対応

ガス供給が停止した場合は、カセットコンロを使用し、必要な加熱調理等を行う。

生活機能に関する対応

- ・トイレ：簡易トイレを活用する。
- ・手洗い：ウェットティッシュおよび消毒液を活用する。
- ・給食：備蓄食品を活用する。

### ⑤備蓄品

別紙参照

### ⑥非常用の持ち出し品・重要書類

別紙参照

### III BCP 発動時の対策

#### 1 感染症に BCP 発動時の対策

##### (1) 感染症発生時の事前対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に BCP の見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにする
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

##### (2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員または利用する子どもに、感染が疑われる症状が認められた場合は、初動対応として、速やかに管理者へ報告するとともに、施設内で必要な情報共有を行い、亀田総合病院、嘱託医、嘱託薬剤師、感染管理室へ連絡・相談を行う。あわせて、当該職員または子どもと接触した者を確認し、該当者については体調の変化に注意し、経過観察を行う。

感染が疑われる症状のある者が複数発生した場合や、吐物の発生等により感染リスクが高いと判断される場合には、適切な消毒および清掃を実施する。また、感染が疑われる症状のある者が増加した場合には、通常業務の継続可否について検討し、継続が困難となる前に、業務継続のための対策を開始する。

##### (ア) 利用する子どもへの対応

感染者が疑われる症状がある場合は原則として利用停止。利用中に体調不良となった場合は保護者に迎えをお願いする。

##### (3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員または利用する子どもが、感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、速やかに管理者へ報告するとともに、施設内で必要な情報共有を行い、亀田総合病院、嘱託医、嘱託薬剤師、感染管理室へ連絡・相談を行う。感染の可能性が高い者が増加した場合には、通常業務の継続可否について検討し、継続が困難となる前に、業務継続のための対策を開始する。

特に、職員に感染の可能性が高い者が増えた場合には、人員不足が生じることを想定し、職員配置や業務内容の見直し等を行う

(ア) 利用する子どもへの対応

感染の可能性が高い者となった場合、原則として利用停止（職員は自宅待機）、自宅待機については、法人、保健所や自治体の方針に従う。

(4) 感染者発生時の対応

施設の職員または利用する子どもに感染が確認された場合は、初動対応として、速やかに管理者へ報告するとともに、施設内で必要な情報共有を行い、亀田総合病院、嘱託医、嘱託薬剤師、感染管理室へ連絡・相談を行う。

感染者が増加した場合には、通常業務の継続可否について検討し、継続が困難となる前に、業務継続のための対策を開始する。特に、職員に感染者が増加した場合には、人員不足が生じることを想定し、職員配置の見直しや業務の優先順位付け等を行う。

感染症等の発生ステージ別の施設の実施事項の比較表

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡する関係先	施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談 保健所
該当する職員		自宅待機		休養・療養
該当する子ども		原則として利用休止 利用中に発覚の場合、別室で一時的待機、帰宅 保護者へお迎えを依頼する		
施設の対応	消毒清掃	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめに換気を実施する	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調確認	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者の体調変化に注意する	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	調査協力	—	—	感染者の行動例を把握するための調査への協力をする
	業務継続検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前にBCPを発動		

## （５）通常業務の再開

職員や子どもの感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻す。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCPに基づいた対策を終了する。

## （６）不足する職員の支援対策の実施

感染症が拡大した場合、職員自身が感染者となる、または感染の可能性が高い者となることにより、子どもの支援に従事できる職員が減少する状況が想定される。さらに、施設内で感染者等が発生した場合には、感染者等を支援する職員と、その他の子どもを支援する職員を可能な限り分けて対応することが望ましく、結果として職員不足が一層深刻化することが想定される。このような状況に備え、あらかじめ検討しておいた不足職員への支援対策を適切なタイミングで実施し、業務継続に必要な人員の確保に努める。不足する職員への対応は、原則として施設内職員による勤務調整により行うものとする。ただし、施設内での対応が困難な場合には、原則としては行わないものの、必要に応じて法人内における人員配置の調整を行う。

## （７）人的応援と受け入れ

感染症の拡大時には、施設内よりも外部から感染症が持ち込まれることにより、施設内で感染が拡大する可能性がある。そのため、職員の不測の欠員状況および感染リスクを十分に考慮した上で、人的応援を受け入れるかどうかを判断する。

### I. ボランティアの受け入れの検討

体調チェックシート（別紙５）を利用し、感染症の特徴に応じた日数の体調を確認し、感染の疑いがないことを確認する。業務内容は感染リスクの少ない作業から優先する。（清掃、消毒、感染リスクの低いクラスの保育補助等）

## 2 自然災害発生時の対応

### (1) 地震

#### ①発災時の時間経過別の対応

BCP で想定した規模程度の地震が発生した場合には、速やかに業務継続体制へ移行し、業務継続のための対策を開始する。

#### I. 災害発生

- ・初動対応：防災組織の立ち上げ（P2-3 防災組織の体制構築を参照）  
事業を通常通り継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続する。

#### II. 発災直後の実施すること

- ・安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・負傷者の救護・応急処置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

#### III. 発災～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の招集・参集
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により、再整備を図る
- ・利用する子どもの安否確認の集約
- ・施設建物、設備の安全確認：施設内外の危険個所を確認し、立ち入りを制限する。  
被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を安全ゾーンとして施設内の避難待機場所とする。
- ・業務を通常通り継続できるかの判断（初動対応時と同じ）
- ・避難の必要性の検討（施設を離れる時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

#### IV. 発災当日に実施すること

- ・安否確認の継続：子ども、職員、保護者の安否確認を引き続き実施
- ・保護者への引き渡し：可能な方から引き渡しを継続的に行う（引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は子どもと共に施設内で待機させ、安全確保を優先する。）
- ・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒避暑対策、食事の手配、飲料水の手配
- ・ライフラインの対策：ガスの手配、発電機手配
- ・利用する子ども、保護者、職員の宿泊スペースの確保
- ・施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する
- ・情報収集を行うと共に施設の状況について情報発信を行う

## V. 発災後2～3日に実施すること

- ・安否確認の継続と問い合わせ対応の継続：職員・利用する子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問い合わせが自治体等からあれば対応する。
- ・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配、飲料水の手配
- ・ライフラインの対策：発電機手配・ガスの手配、
- ・利用する子ども、保護者、職員の宿泊スペースの確保
- ・利用する子どもの保護者や行政等への連絡
- ・施設建物・設備の被害箇所の確認と記録
- ・職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施
- ・避難した場合は避難先での業務継続のための検討

## VI. 発災後2～3日以降に実施すること

優先する業務や安否確認問い合わせ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組みを始める。

状況に応じて通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。

- ・被災現場の片づけや被災事業資産のリストの作成
- ・施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備
- ・ライフラインの点検・復旧手配、電話はLAN・ネットワーク関係の復旧手配
- ・人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- ・OA機器、備品類の買い替え、買い足しの手配

### ②災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行う。その場合でも、救援活動の優先順位は以下のとおりとする。

第一：利用する子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：鴨川市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

## (2) 風水害

### ①事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討する。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討する。

### ②発災時の時間経過別の対応

#### I. 注意報発令

気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討する。

施設が被災する可能性があるると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

## II. 警報発令

警報が発令され、施設が被災する可能性があるとして判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

建物内に利用する子ども・職員がいる場合、災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する。

## III. 警戒情報発令

鴨川市からの避難指示の発令に留意する。ただし、夜間や施設の立地によっては、屋外へ出ることが危険な場合もあるため、周辺の状態を十分確認し、身の安全を図るようにする。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

## IV. 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保する。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

## V. 避難後

### ①避難先での対応

施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、子どもを施設へ誘導する。この場合も、施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設へ戻るようにする。

引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をする。

### ②保護者への連絡

利用する子どもの状況や避難している場合は避難場所について、あらかじめ定めていた方法で保護者等へ情報を共有するようにする。

## VI. 業務再開

台風や大雨が収まり、施設の安全が確保された場合は、通常業務を再開する。避難していた場合は、施設の復旧作業および安全が確認された後、施設において実施可能な業務から段階的に再開する。通常業務に復帰した時点で、業務継続のために実施していた対策を終了する。

### ③災害時の地域ニーズへの対応

※施設が使用できる場合の地域の救援活動について（地震災害時と同様とする）

救援活動の優先順位

第一：利用する子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：鴨川市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

〈受入れ〉当施設は福祉避難所の指定を受けていない事から急を要する場合を除き、隣接する指定避難所の介護老人福祉施設たいようを案内する。

#### IV. BCP の検証

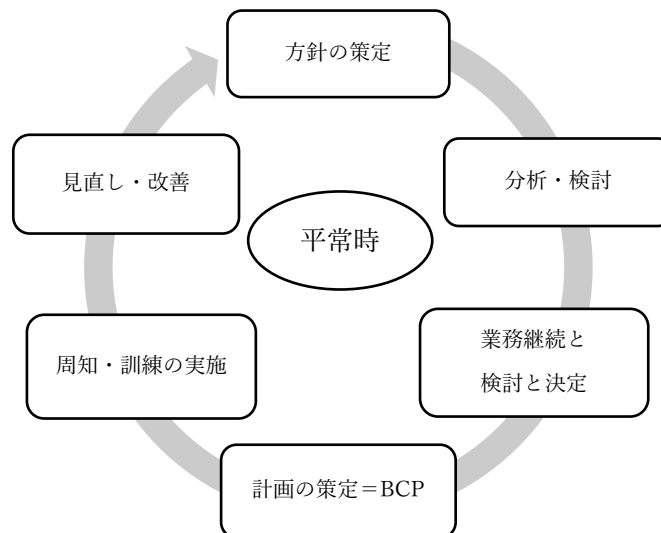
##### 1 BCP の検証

###### ①BCP の検証の継続

平常時に BCP の策定を行うが、BCP は一度作成して完了となるものではない。一般的に PDCA サイクルと呼ばれる「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）」の考え方に基づき、定期的な訓練や検証を通して内容を確認し、課題や改善点を洗い出す。その結果を踏まえて BCP を見直し、必要な修正や更新を行うことで、実効性のある業務継続計画として維持していく。

###### 【検証・見直しの内容】

- ・策定した BCP に基づき、計画した事項の実施および必要な備品の整備を行う
- ・職員および子どもに対して避難計画を周知し、訓練を実施する
- ・訓練後に課題を洗い出し、内容の見直しや改善を行う
- ・必要に応じて BCP の更新を行う
- ・BCP を実効性のあるものとするため、必要な予算の確保を行う



###### ②教育・訓練の実施

BCP に基づき、職員および子どもに対する周知・教育を行うとともに、避難訓練を実施する。訓練にあたっては、地震、火災、風水害等、複数の災害ケースを想定し、前回の訓練とは異なる想定で実施することで、さまざまな状況に対応できる体制の確保を図る。

別紙5

感染予防および感染拡大防止を目的としておりますので、以下の健康チェック項目へのご記入にご協力をお願いいたします。

※発熱や体調不良などの症状がある場合は、来所をご遠慮いただくことがあります。

体調チェックシート		
氏名：	日付：	年 月 日
本日、37.5℃以上の発熱はありませんか	ある	なし
本日、朝の体温は何℃でしたか	体温	℃
喉の痛み・鼻水・咳・頭痛はありませんか ある場合、症状は：( )	ある	なし
吐き気・嘔吐・下痢はありませんか ある場合、症状は：( )	ある	なし
発疹はありませんか	ある	なし
同居家族や身近な人に感染している人又は感染が疑われる人がいませんか *新型コロナウイルス・インフルエンザ・はしか・風疹・おたふく・みずぼうそう その他：( )	いる	いない